

論 文

ハイエクはバークをどのように読んだのか？

—ハイエクの保守主義観の特質と意義—^{*1)}

中 澤 信 彦

要 旨

本稿の課題は、ハイエクがバークをどのように読んだのか、その読解の詳細を追跡することによって、ハイエクの保守主義観の特質と意義を明確化することにある。ハイエクが残したバークへの言及は分量的に決して少なくないが、断片的なものばかりである。そこで本稿では、ハイエクがバークの膨大なテキスト群のうちの何を参照したのかにとりわけ着目しつつ、ハイエクの主要著作におけるバークへの言及の有様を時系列的に整理する。本稿の構成は以下の通りである。第1節では論文「真の個人主義と偽りの個人主義」におけるバークへの言及を検討する。第2節では壮年期の主著『自由の条件』を検討し、第3節では『自由の条件』の補論「なぜ私は保守主義者ではないのか」を検討する。第4節では『自由の条件』と並ぶ後年の主著『法と立法と自由』を検討する。最後にこれまでの議論を整理し、「つまるところ、ハイエクはバークをどのように読んだのか？」という問いに、できるだけ明快な答えを与えたい。

キーワード：フリードリヒ・ハイエク；エドマンド・バーク；アダム・スミス；保守主義；自由主義；個人主義；民主主義；社会主義

経済学文献季報分類番号：01-21；03-21；03-22；03-43；03-48

* 若森章孝教授の関西大学御退職の記念として、本稿を謹んで捧げることをお許し頂きたい。

- 1) 本稿は、関西大学2013年度研修員としての研究成果の一部であり、拙稿「ハイエクの保守主義——ハイエクはバークをどのように読んだのか——」（桂木隆夫編『ハイエクを読む』ナカニシヤ出版、2014年、第2章）に大幅な加筆修正をほどこしたものである。なお、本稿はこれまでに3回の下報告（2012年10月勤労育成思想研究会、2012年12月経済学方法論フォーラム、2013年3月日本イギリス哲学会大会自由論題）を行った。池田幸弘氏、塘茂樹氏、江頭進氏、太子堂正称氏、原谷直樹氏、高橋和則氏をはじめとする多くの方々から有益なコメントを賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

はじめに

本稿の課題は、ハイエク (Friedrich August von Hayek, 1899-1992) がバーク (Edmund Burke, 1729/30-97) をどのように読んだのか、その読解の詳細を明らかにすることによって、ハイエクの保守主義観の特質と意義を明確化することにある。

ハイエクが自身の政治哲学・社会理論を展開するにあたって、頻繁に思想史の手法に訴えたことは、広く知られている。彼の政治哲学・社会理論の基本線は、「法の支配」を背景として形成されたイギリス系の「個人主義」「自由主義」(+市場擁護論)の伝統に連なるものである。彼はその伝統の概念的地盤を解釈学的に掘り返し、その伝統に属さない大陸系の「合理主義」「集産主義」「設計主義」的な発想を不純物として除去し——それらは近代思想史の中で生じた概念的混乱により誤ってその伝統の中へ混入してきた——、「個人主義」「自由」「法」「秩序」「正義」などの基本語彙の意味連関を変容・再配置化することによって、自らの思想的な立ち位置を徐々に明らかにしようとする²⁾。

思想史家としてのハイエクは、自らが擁護に努めるイギリス系の「個人主義」「自由主義」の伝統の代表として、コーク (Sir Edward Coke, 1552-1634)、ロック (John Locke, 1632-1704)、マンデヴィル (Bernard de Mandeville, 1670-1733)、ブラックストーン (William Blackstone, 1723-80)、ヒューム (David Hume, 1711-76)、スミス (Adam Smith, 1723-90)、ファーガスン (Adam Ferguson, 1723-1816)、タッカー (Josiah Tucker, 1713-99)、ペイリー (William Paley, 1743-1805)、T・B・マコーレー (Thomas Babington Macaulay, 1800-59)、アクトン卿 (Lord Acton, 1834-1902)、ダイシー (Albert Venn Dicey, 1835-1922)らと並んで、バークを高く評価し、好んで頻繁に引用した。バークは、アイルランド出身のイギリスの政治家・思想家で、ウィッグ党の下院議員として、国王ジョージ3世の王権拡大を批判し、イギリス本国によるアメリカ、アイルランド、インドへの圧政に異議を唱えたが、フランス革命の際に有名な『フランス革命の省察 (*Reflections on the Revolution in France*)』(1790) (以下『省察』と略記)を著わし、伝統と秩序の維持を主張し、自らの理性に頼って新たな社会秩序を作り出そうとしたフランス革命の指導者たちの知的傲慢を激しく非難した。この著作が獲得した高い評価によって、彼は近代政治思想における「保守主義の祖」と言われるようになった。このバークの思想がハイエクの政治哲学・社会理論において有する意味を考えようとする場合、少なくとも以下の3つの論点を念頭に置く必要がある

2) 仲正昌樹は、このようなハイエクの思想史を「戦略的思想史」として高く評価する(仲正[2011])。他方、松原隆一郎は、ハイエクは「思想史の流儀にこだわりがあるのではなく、自分の主張の正当化の論拠を思想史に求めたに過ぎない」と、やや辛口に評価する(松原[2011] 309ページ)。

るように思われる。

第1に、ハイエクは、近代における真の「個人主義」「自由主義」の創設者の1人としてバークを賞賛し、好んで頻繁に引用したけれども³⁾、他方で、ハイエクの論敵であったケインズ(John Maynard Keynes, 1833-1946)やラスキ(Harold Joseph Laski, 1893-1950)もまた、バークを高く評価していたことが知られている。ラスキの「バークは、政治家の必携すべき政治的英知の不朽の手引きとなった。バークに学ばぬ政治家は、海図をもたずに航行する水夫も同然であるといつてよい」(Laski [1920] p.223 / 訳 127 ページ)という言葉はたいへん有名であるが、同時にそれはバーク思想の一筋縄ではいかない多面性を伝えてもいる。したがって、ハイエクがバークをどのように読んだのか、その読解の詳細を明らかにすることは、ハイエクが積極的に評価したバーク思想の側面を明確化することであり、ハイエクの政治哲学・社会理論を正確に理解するうえで不可欠な作業の1つと言えよう⁴⁾。

第2に、ハイエクは、「保守主義の祖」としての一般的なバーク理解を明確に拒絶した。なぜハイエクは一般的な理解に逆らってまでバークを「保守主義」から切断する必要があったのだろうか？ それは同時に、なぜハイエクは講演「なぜ私は保守主義者ではないのか」(1957)——この講演は後に『自由の条件』(1960)に追論として収録される——において、「自由主義」と「保守主義」を概念的に峻別し、自由主義の保守主義的解釈に対する批判を展開するにいたったのか、と問うことでもある。

第3の論点は、ハイエク研究者にとって以上にバーク研究者にとって重要な問題であるかもしれないが、ハイエクのバーク読解のバイアスをめぐるものである。実際のところハイエクはバークをどのくらい広く、深く、正確に読んでいたのか？ その読みにバイアスがあったとすれば、それはいかなる性質のものであり、ハイエクの政治哲学・社会理論の理解にとっていかなる意味を有し、バーク研究史上どのように評価されるのだろうか？

本稿は、以上の3つの論点を導きの糸として、ハイエクのバーク読解の詳細を明らかにする。

それでは、この課題を達成するために、いかなる方法を採用すべきか？ ハイエクが残したバークへの言及は、分量的に決して少なくないが、断片的なものばかりである⁵⁾。マン

3) エーベンシュタインのハイエク伝には、『隷属への道』『自由の条件』『法と立法と自由』『致命的な思いあがり』でハイエクが名前を挙げた思想家の頻度が示されている。バークの登場回数は35回で、D・ヒューム(81回)、A・スミス(52回)、J・S・ミル(51回)、K・ポパー(46回)に次ぐ5位(L・ミーゼスと同順位)である(Ebenstein [2001] p.80 / 訳 109 ページ)。このハイエク伝の奇異さの1つは、一方でこうしたデータを示しておきながら、他方でハイエクとバークとの関係についてほとんど何も語っていないことである。

4) ただし、ケインズやラスキのバーク理解については、紙幅の都合により、本稿は論じる余裕がない。

5) ただ、このことは否定的に評価されるべきでない。専門的思想史家ではないハイエクの思想史は、あくまで自らの問題意識に即したピンポイントの思想史である。だからこそ、その読解のバイアスでさ

デヴィル論やヒューム論のような独立のバーク論は相当しない。そこで本稿では、ハイエクがバークの膨大なテキスト群のうちの何を参照したのかにとりわけ着目しつつ⁶⁾、ハイエクの主要著作におけるバークへの言及の有様を時系列的に整理する。検討の対象となるべき文献の範囲としては、ハイエクが最初にバークの名前に言及するようになったのが論文「真の個人主義と偽りの個人主義」(1946)であるので、それ以降の主要著作とする⁷⁾。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では論文「真の個人主義と偽りの個人主義」におけるバークへの言及を検討する。第2節では壮年期の主著『自由の条件』を検討し、第3節では『自由の条件』の補論「なぜ私は保守主義者ではないのか」を検討する。第4節では『自由の条件』と並ぶ後年の主著『法と立法と自由』(1973、1976、1979)を検討する。最後にこれまでの議論を整理し、「つまるところ、ハイエクはバークをどのように読んだのか?」という問いに、できるだけ明快な答えを与えたい。

1 「真の個人主義と偽りの個人主義」

1-1 自由主義と個人主義

ハイエクは1931年から50年までをLSE (London School of Economics and Political

えも、彼の政治哲学・社会理論を正確に理解するための材料たりえる、と積極的に理解したい。

- 6) 後段の議論の簡便化のために、筆者の調査の結果をあらかじめ記しておく。ハイエクが読んだと目されるバークの著作は、網羅的とは言えないまでも、かなり広範囲であったことが判明している。具体的には、バークの政界進出(1765)以前の初期著作では、デビュー作『自然社会の擁護 (*A Vindication of Natural Society*)』(1756)や『アイルランド・カトリック教徒刑罰法論 (*Tracts Relative to the Laws against Popery in Ireland*)』(1761-5)が参照されている。政界進出以後フランス革命勃発までの中期著作では、『現在の不満の原因 (*Thoughts on the Causes of the Present Discontent*)』(1770)、『ミドルセクス選挙についての演説 (*Speech on the Motion Made in the House of Commons, Relative to the Middlesex Elections*)』(1771)、『アメリカ植民地との和解についての演説 (*Speech on Conciliation with America*)』(1775)、『アーコット太守の債務についての演説 (*Speech on the Nabob of Arcot's Debts*)』(1785)が参照されている。ハイエクが、「真の個人主義と偽りの個人主義」の段階で、インド論である『アーコット太守の債務についての演説』にまで目を通していった事実は、ある意味、驚きである。主著『省察』は、もちろん参照されているが、『省察』以後の晩年の著作も数多く参照されている。『フランス国民議会議員への手紙 (*Letter to a Member of the National Assembly*)』(1791)、『新ウィッグ党員から旧ウィッグ党員への上訴 (*An Appeal from the New to the Old Whigs*)』(1791)、『ウィリアム・エリオットへの手紙 (*Letter to William Elliot*)』(1795)、『穀物不足に関する思索と詳論 (*Thoughts and Details on Scarcity*)』(1795)などである。
- 7) したがって、本稿は1945年以前のハイエクの著作を検討の対象としないことを、あらかじめお断りしておく。ハイエクは、この時期の大半を、オーストリア学派出身の経済学者として、独自の経済理論(資本理論、景気循環論)の構築に注いでいた。初期のハイエクの経済理論と後年の政治哲学・社会理論との関係については、江頭[1999]や松原[2011]が詳しい。

Science) の教授として過ごした。LSE 時代の 44 年 (第二次世界大戦中) にハイエクは、世界的に著名な政治哲学者・社会理論家になる契機となる『隷属への道 (*The Road to Serfdom*)』を公刊した。もともとイギリス国内向けの啓蒙書として書かれたものであったが、本国のイギリス以上にアメリカで大成功を取めた本書は、イギリス的な「自由主義」とドイツ的な「集産主義 (設計主義)」を二項対立的に対置しつつ、社会主義と全体主義のイデオロギー的共通性を指摘して批判するという論法をとった。この時点の彼は、「集産主義」との対比で、「自由主義」と不可分の「個人主義」的な考え方の利点や特性を述べるにとどまっている。

しかし、第二次世界大戦後のハイエクは、「自由主義」を擁護するだけに留まらず、通常は「自由主義」に分類されている思想の中にも「集産主義」的な要素がひそかに混入していると考えようになり、そうした不純物を思想史の手法で分別することに関心を向け始める。その最初の成果が、1945 年にダブリンで行った講義を文章化した論文「真の個人主義と偽りの個人主義 (Individualism: True and False)」(1946) ——後に『個人主義と経済秩序 (*Individualism and Economic Order*)』(1948) に収録される——である。彼によれば、「個人主義」には、自由に行為する諸個人の「自生的な協力」を通して生まれてくる制度を高く評価する「真の」それと、それを低く評価する「偽りの」その 2 種類がある。この論文においてバークは真の個人主義者の 1 人として登場する。

ハイエクがどのようにバークを真の個人主義者として描き出しているのか、ハイエク自身の言葉によって確認しておこう。

【H①】 私が擁護しようとする真の個人主義はジョン・ロックをもって、またとくにバーナード・マンデヴィルとデイヴィッド・ヒュームによって、その近代的発展を開始し、ジョサイア・タッカー、アダム・ファーガソンおよびアダム・スミスの著作、さらに彼らと同時代人の偉大なるエドモンド・バークの著作のなかに初めて十分な開花を見たものである。バークについてスミスは、彼と何の意見交換もなかったにもかかわらず、経済問題についてまったく同様の考え方を持つ (thought on economic subjects exactly as he did)、唯一の人物であると述べている*。続いて、19 世紀において個人主義は、アレクシ・ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805-1859) とアクトン卿という、その世紀の最も偉大な歴史家であり政治哲学者である 2 人の著作において、最も完璧な形で表現されたと私は思う。これら 2 人の人物は、スコットランドの哲学者たち、バークおよびイングランドのウィッグ党の政治哲学の中にある最良のものを発展させることに、私の知るかぎり他のどの著作家たちよりも成功したと思われる。…。

…私にとって真の個人主義の最も偉大な代表者の1人であるエドモンド・バークは、ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-78) のいわゆる「個人主義」の重要な反対者であったと広く考えられている…(これは正当である)。バークはルソーの理論が国家を「個人という塵と粉のなかに」急速に解体してしまうことを恐れたのであった。…バークとトクヴィルはともにすべての本質的な点においてアダム・スミスに近いことは疑いがない。またスミスに個人主義の名称を冠するのを拒む人は誰もいないであろう。そしてバークやトクヴィルが反対する「個人主義」は、スミスの個人主義とはまったく異なるものなのである。(Hayek [1949] p.4 / 訳 8-10 ページ)

【H②】 個人主義的社会分析の主張とは次のようなものなのである。すなわち諸個人の行為が結合して生み出す結果を追跡することによって、人間の達成した偉業の土台をなす多くの制度が、設計し指令する知性によることなしに、生起し、機能しているという発見に到達するということである。A・ファーガスンが述べているように、「諸国家は偶然に誕生したのであって、それは人間の行為の結果ではあるが、人間の設計の結果でない」*なのである。そして、自由な人間の自生的な (spontaneous) 協力は、個々人の知性が完全には理解できないような偉大なものをしばしば想像するということである。これはJ・タッカーとA・スミスの、そしてA・ファーガスンとE・バークの、壮大な主題であり、経済生活のみならず、社会的現象に対する我々の理解の基礎となっている古典派経済学の偉大な発見なのである。(Hayek [1949] pp.6-8 / 訳 11 ページ)

バークの名前が登場するのは、この2箇所だけではないが、ハイエクがバークをどのように描き出そうとしているのか、大体のところは理解できるだろう。ここで注目すべきなのは、ハイエクが「真の個人主義」の発展を「古典派経済学」の発展と一体的に把握しており、バークを「古典派経済学」を建設した「スコットランドの哲学者たち」——とりわけアダム・スミス——と同列に評価している点、もっと強い表現を用いるならば、バークの背後にスミスを透かし読もうとしている点である(「ウィッグ党の政治哲学」については第3節で詳説する)。

このようなバーク理解は、「保守主義の祖」としての一般的なバーク理解とかなり隔たっているように思われるが、ハイエクはいかなる根拠に基づいてこのような理解を導き出したのか? ここで我々はハイエクが注に記した参照文献情報に目を向ける必要がある。

1-2 バークとスミス

ハイエクは、引用【H①】の※の箇所⁸⁾に注を付し、バークとスミスが「経済問題についてまったく同様の考え方を持つ」という理解が、伝記作家ビセット (Robert Bisset, c. 1759-1805) の『エドモンド・バーク伝 (*Life of Edmund Burke*)』(1800) に依拠することを、読者に示している⁸⁾。また、W・C・ダン (William Clyde Dunn, 1906-85) の論文「アダム・スミスとエドモンド・バーク」(1941)への参照も読者に示している。さらに、引用【H②】の※の箇所⁹⁾に注を付し、バークの『穀物不足に関する思索と詳論』(1795、以下『不足論』と略記) から【B①】「恵み深く賢明な万物の配置者は、人々が彼ら自身の利己的な利益を追求するに際して、彼らが意図しているかどうかにかかわらず、一般的利益を彼ら自身の個人的成功と結びつけざるをえなくさせる」(Burke [1795 (1999)] pp.199-200 / 訳 252 ページ) という一節をわざわざ引用している。つまり、ハイエクは、「古典派経済学」を建設した「スコットランドの哲学者たち」——とりわけスミス——と同種の、自由な人間の自生的な協力を通して生まれてくる制度を高く評価する「真の個人主義」の思考法が、バークの『不足論』(からの引用部分) において端的に表明されている、という理解をここで提示している。しかし、その後のバーク研究の進展は、『不足論』が安易な取り扱いを許さない面倒な文献であることを、我々に教える。

バークが『不足論』を執筆した背景には、当時のイギリスを襲った凶作と穀物価格高騰、食糧暴動の多発といった事情がある。時の首相ピット (William Pitt the Younger, 1759-1806) は、政府の果たすべき役割についての助言をバークに求め、バークはその返答として1795年11月に『不足論』を著した。穀物市場と労働市場の自由放任を説いたこのメモランダムは、大半のバーク研究者たちの間で、彼の経済思想の集約的表現と長らく目されてきたが、実際のところ、このような理解はバークの主観的意図と異なる。確かにそれはバークが市場メカニズムを理論的に考察したように見える唯一の著作であるが、時論的パンフレットの性格が色濃く、市場一般の自生的な秩序形成能力を考察したものではない⁹⁾。それは彼の仲間内で私的に回覧されただけで彼の生前に公刊されず、ほかならぬバーク自身がそれを「〔政治〕経済学 (political economy)」という学問領域に属する著作と見なしていなかった以上、少なくとも経済学観・市場観に関するかぎり、バークとスミスが「同様の考え方を持つ」という理解を導くことはできない (坂本 [2004] 363 ページ、中澤 [2009] 第9章)。確かにビセットは、両者の思想的親近性についての逸話を記録しているが (Bisset [1800]

8) ただし、ハイエクの引用はやや不正確である。ハイエクが「経済問題 (economic subjects)」と記した箇所は、ビセットの原文では「〔政治〕経済学の問題 (subjects of political economy)」(Bisset [1800] II, p.429) となっている。構文も異なっている。

9) 『不足論』の経済思想の詳細については、中澤 [2009] 第2章を参照のこと。

II, pp.428-9)、ビセット自身がその逸話の根拠を示しておらず、信憑性に乏しい (Nakazawa [2010])。バークとスミスの間はかなり密接な個人的な交流があったことは確かだが、逸話の信憑性をまったく問わないまま、ビセットの「経済問題」を彼が言及していない『不足論』と結びつけるのは、短絡的である。この短絡にはダン論文の影響が大きい。ダンはビセットの逸話をそのまま紹介した後、『不足論』を「バークの主要な経済的言明 (Burke's principal economic dictum)」(Dunn [1941] p.344) と断定し、スミスの議論との親近性を主張しているが、ハイエクはダンのこの主張を鵜呑みにした¹⁰⁾。『不足論』における穀物市場と労働市場への不干渉の主張が、『国富論』と同系列の主張のように見えてしまうため、バークとスミスの間の個人的な交流もあいまって、両者の思想を過度に接近させる「神話」が形成された。ハイエクはこの神話に促されて、バークの背後にスミスを透かし読み、バークをスミスと並ぶ古典派経済学の建設者の1人として位置づけるにいたった、と考えるのが妥当である¹¹⁾。

第2節で論じるべき内容を先取りすることになってしまうが、こうしたバークの位置づけは『自由の条件』でも維持された。ハイエクは『自由の条件』においても『不足論』を古典派経済学の代表的文献として読もうとした。すなわち、バークをスミスに引き寄せて古典派経済学の建設者の1人として描き出そうとした。ハイエクは、『自由の条件』第23章のエピグラフ (Hayek [1960 (2006)] p.310 / 訳Ⅲ 141 ページ) として、『不足論』の結論部分をそのまま引用している¹²⁾。すなわち、

私の意見は、いきすぎた行政にはどんなものにも反対である。そして特に当局の側でのあらゆる干渉のうち、最も重要なもの、すなわち人々の生計に対する干渉に反対である。
(Burke [1795 (1999)] p.212 / 訳 270 ページ)

「設計し指令する知性」としての行政が市場に設計主義的に干渉することを、ハイエクは

10) ハイエクが参照しているメンガー (Carl Menger, 1840-1921) の『経済学の方法 (*Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften*)』(1883) の第4編がバークに対する多くの好意的な言及を含むことは確かだが、その言及は『省察』だけに限定され、スミスの経済思想との関連は言及されていない (メンガー [1939] 238-256 ページ)。したがって、ハイエクのバーク論がメンガーから影響を受けた可能性はゼロでないが、あったとしてもかなり小さいように推察される (池田 [1986] 113 ページ)。

11) 同様のバイアスは、例えば、エッジワース (Francis Ysidro Edgeworth, 1845-1926) のバーク論 (Edgeworth [1894-99]) でも確認できる。

12) 『不足論』はハイエクにとってお気に入りのバークの著作だったようである。「真の個人主義と偽りの個人主義」では、第1節で確認した以外に、別の箇所でもう一度参照されている。さらに、『自由の条件』で3度、『法と立法と自由』で1度、【B①】が参照されている (第4節で詳説する)。

全面的に退けようとした。行政にかぎらず、ある特定の集団に特定の役割を期待すると、それが恣意性を発揮し、自由の侵害につながる。彼はそう確信していた。

2 『自由の条件』

2-1 自由主義のイギリス的伝統とフランス的伝統

ハイエクは1950年にLSEからシカゴ大学へ移籍し、62年まで在籍した。彼がアメリカに研究拠点を移してからおよそ10年の歳月をかけて書き上げた『自由の条件 (*The Constitution of Liberty*)』(1960)は、政治哲学者・社会理論家としての彼の名著と広く見なされている。彼の自由主義思想を最も体系的に叙述した著作であり、後年の『法と立法と自由』や『致命的な思いあがり』と比べると、真の自由の価値それ自体を高らかに謳い上げる理想主義の性格が色濃く、議会制民主主義に内在する危険(利益誘導型政治)もさほど強調されていない(第4節で詳説する)。古典的自由主義の伝統的理論の確認を試みることを通じて、古典的自由主義を現代社会に適用可能な形で発展させること、より具体的には、個人の自由と矛盾せず、秩序を生成させ、社会を円滑に運営するような規律(強制)の性質とあり方を歴史的・哲学的に探究することが、『自由の条件』の中心テーマである。

『自由の条件』においてハイエクは、「真の個人主義と偽りの個人主義」での議論をさらに発展させて、18世紀の後半に古典派経済学の建設者であるスコットランドの道徳哲学者たちがフランス的な「デカルト的合理主義」の伝統とは異なる「個人主義」を確立したことによって、「自由主義」のイギリス的な伝統は大きく発展した、という思想史の見取図を提示する。そして、『隷属への道』で批判的に検討されたドイツ的な「集産主義(設計主義)」の起源を、フランス的な「デカルト的合理主義」の伝統に求める。このようなハイエクの理解を彼自身の言葉によって確認しておこう。

【H③】我々は今日まで自由についての理論において2つの異なった伝統を受け継いでいる。すなわち一方は経験的で非体系的、他方は思弁的で合理主義的である。前者は自生的に(spontaneously)成長してきたが、不完全にしか理解されなかった伝統と制度の解釈を基礎としており、後者はユートピアの建設を目指してきたものでありしばしば実験されてきたがいまだかつて成功していない。それにもかかわらず次第に影響力を増してきたのは、人間の理性の無限の力についてうぬぼれた想定に立つフランス的伝統の合理主義的でもっともらしく外見上は論理の通る議論のほうであり、他方、正確さと明晰さの足りないイギリス的自由の伝統は衰退してきている。

…2つの伝統のもつれをほどくためには、それらが18世紀に現れた時の比較的純粋な型を観測する必要がある。「イギリス的伝統」と呼んできたものは、デイヴィッド・ヒューム、アダム・スミス、そしてアダム・ファークソンが率いてきたスコットランドの道徳哲学者の一人によって主に明白にされ、イギリスの同時代人、ジョサイア・タッカー、エドマンド・バーク、そしてウィリアム・ペイリーらによって支持され、そしてそれは慣習法の法理に根拠をおく伝統に主として依存していた。これに対立するものはフランス啓蒙主義の伝統であって、デカルト的合理主義に深く染まり込んでいた。すなわち、百科全書派とルソー、重農主義者とコンドルセ (Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de Condorcet, 1743-94) がその最もよく知られた代表者である。(Hayek [1960 (2006)] pp.49-50 / 訳 I 80-81 ページ)

第1節で引用した【H①】や【H②】との内容の重複が部分的に見られるが、新たにフランス的な「デカルト的合理主義」の伝統への批判が加筆されていることが、容易に確認できるはずである。ハイエクによれば、「自由主義」のイギリス的な伝統の中核にあるのは、「法の支配」という考え方——自由に行為する諸個人の自生的な協力を通して形成された制度(慣習、伝統)に含まれている抽象的・一般的な規則を遵守することによって個人の自由が保証される——である(桂木 [2014]、太子堂 [2014])。諸個人の自由な行動の中から規則が自然発生し、その規則があるからこそ諸個人の自由な行動が保証されるわけである。それでは、ハイエクは『自由の条件』において『不足論』以外のバークの著作をどのように読んだのか？

2-2 自由と強制の両立

第1節で、ハイエクはバークをスミスと並ぶ古典派経済学の建設者の1人として位置づけるにいたった、と述べた。しかし、ハイエクはバーク思想のそうした側面だけに目を奪われていたわけではなかった。

ハイエクは『自由の条件』の冒頭(第1章)で、自由の定義を行っている。彼にとって自由とは、「社会において、一部の人が他の一部の人によって強制されることができるだけ少ない人間の状態」(Hayek [1960 (2006)] p.11 / 訳 I 21 ページ)あるいは「ある人が他人の恣意的な意志による強制に服していない状態」(Hayek [1960 (2006)] p.11 / 訳 I 22 ページ)を意味する。しかし、この自由の定義が示すように、自由は他者との関係の存在を前提としている。自分が「自由を主張する」という行為は、直接的に他者に働きかけ、他者の自由を束縛する。同様に他者の自由は自分の自由を束縛する。この意味で、究極的な自由放任という概念は本質的に成立し得ない(江頭 [1999] 第9章)。

それでは、社会を円滑に運営するための強制、あるいは、自由な社会が可能であるための本質的な条件としての強制とは、どのようなものだろうか？ この問題を考えるうえで、『自由の条件』に先立つ「真の個人主義と偽りの個人主義」には、『不足論』以外にもう1つ、注目に値するバークのテキストへの参照がある。ハイエクによれば、抽象的・一般的な規則(としての慣習や伝統)を遵守することこそが強制を最小化する方法であり、そのように最小化された強制こそが自由と両立する強制である。すなわち、

【H④】 ある1つの集団内に共通の慣習や伝統が存在することが、そのような共通の背景を持たない集団と比べて、人々をしてはるかに少ない形式的な組織や強制をもって、人々の間に円滑でかつ効率の良い協力を得させることになるということは指摘するまでもない。しかしこれと反対の関係についてはそれほどよく知られていないが、おそらくこの場合に劣らず真実であろう。すなわち強制が最小限に留められうるのは、慣習と伝統が人間の行動をおおよそ予見可能にさせている社会においてであるということである*。(Hayek [1949] pp.23-24 / 訳 28 ページ)

ハイエクは、この引用【H④】の※の箇所以下のような注を付した。すなわち、

エドマンド・バークにとって、道徳的な規則の強さというものが、自由な社会を可能にするためにいかに本質的な条件であったかを、読者に思い起こしていただくために、再びバークを引用する必要があるのではなかろうか。彼は次のように書いている。「人々が市民的自由を享受する資格を持っているのは、彼らが自分たちの肉体的欲望よりも道徳的拘束を上位に置く傾向に正確に比例している。すなわち、彼らの正義愛が強欲さにまさり、知性の健全さや冷静さが虚栄心や自惚れにまさり、悪漢たちの追従よりも聡明で善良な人々の忠告に耳を傾けるに比例して、市民的自由を享受する資格を持つのである」。 (Hayek [1949] p.24 / 訳 47 ページ)

ここで引用されている「人々が…持つのである」という一節(以下【B②】と略記)は、『省察』の補遺的な性格を有する『フランス国民議会議員への手紙』(1791、以下『国民議会』と略記)——バークは両著作において、革命後のフランスにおける自由の破壊を告発しながら、自由の本質と棲息条件について哲学的に探究しようとしている——に含まれている (Burke [1791a (1992)] p.68 / 訳 573 ページ)。ハイエクはこの【B②】をその後も繰り返し引用している。『自由の条件』では次のように記している。

【H⑤】 多くの場合、我々の文明の成員は行為の無意識的な型に適合し、行動の中に規則性を示す…。それは命令や強制の結果ではなく、時には既知の規則への何らかの意識的な固執の結果でさえもなく、しっかりと確立された習慣と伝統の結果である。これらのしきたりに一般的に従うことは、我々が住む世界を秩序立てることや、その中で自分の暮らしを立てていくことができるための必要条件である。…〔フランス的な〕合理主義学派を除いて、すべての偉大なる自由な使徒たちが飽きることなく強調したのは、自由は深く染み込んだ道徳的信仰なしには決して作用しないということ、それから強制を最小限に抑えることができるのは個人が一般にある種の原理に自発的に従うことを期待される場合だけだ、ということだけである。これがまさに真実である*。

強制されないで、そのような規則に従うことには利益がある。というのは、そのような強制自体が悪であるだけでなく、実際、多くの場合だけ規則は守られることが時には望ましく、だからまた規則を犯すことによって反感を引き起こすことが自らにとって価値があると思われる時には、個人が規則を破ることができるということも望ましいからである。社会的圧力と習慣の力によって規則の遵守を確実にするその強さが変化しやすいということもまた重要である。自発的な (voluntary) 規則のこの柔軟性こそが道徳の領域における漸進的な進化と自生的な成長を可能にし、それがさらに経験を通じて修正と改良に導かせることになる。(Hayek [1960 (2006)] p.56 / 訳 I 91 ページ)

ここでも、引用【H④】との内容の重複が部分的に見られるが、新たにデカルト的な「合理主義」学派への批判が付け加えられている。ハイエクは、引用【H⑤】の※の箇所注を付し、【B②】を再び引用している。彼にとって、「道徳的信仰」——習慣や伝統などの道徳的な規則による拘束を受け入れること——こそが、自由な社会が可能であるための本質的の要件である。それは道徳的な規則と政府による法律の違いに起因する。法律の遵守が強制的であるのに対して、道徳的な規則は単に一般に広まっている信条にすぎず、守らないことも（他の人々から非難されるというリスクを本人が負うのであれば）可能である。したがって、それを守ることはあくまで自発的である。この自発性こそが、制度としての習慣や伝統の修正・改善につながり、社会を進化・成長させる。このようにハイエクは主張するのである¹³⁾。

13) この点について、『感覚秩序 (Sensory Order)』(1952)での議論との関係を視野に入れた松原隆一郎の説明は示唆に富む。「ハイエクによれば感覚を統御するルールは人々を拘束する母語の文法のようなもので、潜在意識において我々を規制しはするが、我々は文法に従ってしか自由に言葉を表現できず、従うといっても拘束を感じることはない。文法に従わない文章は自由でなく、無秩序である。彼は自由をもって実現し、秩序を生成させるような規律こそが必要と考えていた」(松原 [2011] 194 ページ)。

【B②】は遺作『致命的な思い上がり (*The Fatal Conceit*)』(1988) 第2章のエピグラフとしても用いられている (Hayek [1988] p.29 / 訳 39 ページ)。同じ一節が40年以上の歳月を隔てて3度も引用されている事実は注目に値する。この事実は、本来的に両立しないはずの「自由」と「強制」をどのように組み合わせれば矛盾なく理論化できるのかという問題が、ハイエクにとって——いくつかの無視しえない議論の力点の変化を経年的に伴いつつ——生涯を貫く最重要課題の1つであったこと、そして、バークこそがこの最重要問題を考えるための最良のヒントをハイエクに供給し続けた思想家であったことを、明確に示している。

3 「なぜ私は保守主義者ではないのか」

3-1 自由主義と保守主義

『自由の条件』の追論「なぜ私は保守主義者ではないのか」は、そこにバークの名前はわずか1回しか登場していないけれども、ハイエクのバーク観を考察するうえで、避けて通れない重要文献である。表題に示されているように、ハイエクは自分が擁護に努める思想的立場を「保守主義」でなく「自由主義」と表現する。彼は両者の間にいくつかの共通点 (理性への不信など) があることを認めつつも、「自由主義」のメリットと「保守主義」のデメリットを指摘することで、両者を概念的に峻別しようとする¹⁴⁾。

保守主義者は自生的に成長した制度の価値を認める (Hayek [1960 (2006)] p.345 / 訳Ⅲ 196 ページ)。この点においては自由主義者と変わらない。しかし、保守主義者は自由主義者と違って「経済機構」への理解が乏しいため、「市場の自己調整能力」を信頼することができない (Hayek [1960 (2006)] p.346 / 訳Ⅲ 197-198 ページ)。その結果、政府の権力 (Hayek [1960 (2006)] p.346 / 訳Ⅲ 197 ページ) や何らかの精神的な権威——ナショナリズム (Hayek [2006 (1960)] p.350 / 訳Ⅲ 203 ページ) やノスタルジー (Hayek [1960 (2006)] p.354 / 訳Ⅲ 211 ページ) など——に訴えて制度を強制的に維持しようとする傾向が強い。また、ある特定の確立した階層秩序を擁護しようとする傾向も強い (Hayek [1960 (2006)] p.348 / 訳Ⅲ 200 ページ)。こうした保守主義者の傾向は、自由な社会にとって大いなる脅威である。

第1節でハイエクは「バークをスミスと並ぶ古典派経済学の建設者の1人として位置づけるにいたった」と記した。しかし、ハイエクによれば、保守主義者は市場の自己調整能力へ

14) スクルートンは、ハイエクのこのような峻別の試みに一定の理解を示しつつも、「ハイエクは保守主義の主要な理論家である」という見解をとる。なぜなら、「ハイエクの諸議論や諸概念の核心部分は保守主義の伝統に属しており、ハイエクが自由を擁護する際に出発点とした諸前提やとりついた諸結論を見れば、ハイエクがバークと連携してペインを、ド・メストルと連携してサン＝シモンを、ヘーゲルと連携してマルクスを批判していることがわかる」(Scruton [2006] p.209)。

の理解を欠いているとされるので、スミスに近似した市場観を有すると見なされているバークは、論理必然的に保守主義者でなくなる。ハイエクが「保守主義の祖」としての一般的なバーク理解を明確に拒絶した理由は、まさにこの点にあった。

3-2 ウィッグ原理とその変容

ハイエクはこの追論で自らの思想的立場を「自由主義者」以外に「旧ウィッグ党员——「旧」を強調して」(Hayek [1960 (2006)] p.353 / 訳Ⅲ 209 ページ) という言葉で表現している。この表現は『省察』と並ぶバークの主著の1つ『新ウィッグ党员から旧ウィッグ党员への上訴』(1791、以下『上訴』と略記) を明確に意識したものである。そもそもウィッグとは何か? 旧ウィッグと新ウィッグの違いはどこにあるのか? これらの問いに答えるためには、『上訴』の執筆背景に目を向ける必要がある。『省察』および『国民議会』を著わしたバークは、フランス革命への賛否をめぐって、ウィッグ党主流派(左派)と決裂し、党内での孤立を深めていった。バークの「変節」——アメリカ植民地人の自由への要求には理解を示しながら¹⁵⁾、フランス人民のそれには理解を示さなかったこと——が厳しく非難された。そこで彼は、自分の思想と行動の「一貫性」を旧来のウィッグ主義の自由観(と彼が確信するもの)に即して弁明するために、『上訴』を著わした。

バークは名誉革命(1688)の原理(=ウィッグの原理)に基づいてアメリカ植民地を擁護したし、同じ原理に基づいてフランス革命を批判したのだと主張し、自分の思想と行動の「一貫性」を弁明した¹⁶⁾。ハイエクはこうしたバークの主張に強く共感した。『自由の条件』には、『上訴』の議論がそのまま再現されている。すなわち、

【H⑥】〔アメリカ独立〕運動はその初期においてまったくイギリス人の自由に関する伝統的概念に基づいていた。エドモンド・バークその他のイギリスの共鳴者たちだけが植民地人について、「単に自由に献身しただけでなく、イギリスの思想に従いイギリスの原則にのっとった自由に献身した」*と述べたのではない。植民地人自身も久しくこ

15) バークが「アメリカ革命を擁護した」という理解は、厳密には正しくない(中澤 [2009] 第4章)。

16) もともと名誉革命——カトリックを擁護した国王ジェームズ2世が王位から追放され、新教徒で反カトリックの娘メアリとその夫のオレンジ公ウィリアムが共同統治の新国王として招聘された無血革命——において革命を擁護した議会派がウィッグ、革命に反対した王党派がトーリと呼称され、その後、両者は政党らしきものに成長していった。概して、ウィッグ党は自由を掲げ、王権を抑制する議会の役割をより強調し、宗教的寛容を主張したのに対して、トーリ党は権威と秩序を掲げ、王権と国教会の強化を支持し、神からの王権の叙任と厳格な王位継承順位を主張した。19世紀半ばには、ウィッグ左派を基礎として自由党が、ウィッグ右派(新トーリ)を基礎として保守党が形成され、二大政党制の萌芽となったが、保守党と労働党の二大政党になってから自由党は勢力を失った。

の見解をとってきた。彼らは自分たちが1688年におけるウィッグ党の革命の原則を支持していたと信じていた**。(Hayek [2006 (1960)] pp.154-155 / 訳Ⅱ 64 ページ)

ハイエクは、この引用【H⑥】の※の箇所に注を付し、バークの『アメリカ植民地との和解についての演説』(1775、以下『和解』と略記)からの引用(Burke [1775 (1999)] p.261 / 訳 183 ページ)であることを伝え、さらに※の箇所にも注を付し、『上訴』からの引用を含ませながら、「ここで、バークは、独立当時のアメリカ人たちの「イギリスに対する関係は、1688年のイギリスのジェームズ2世に対する関係と同じであった」(Burke [1791b (1992)] p.107 / 訳 608 ページ)と述べている」と記している。バークにとって、ジェームズ2世もアメリカ植民地と敵対したイギリス議会も革命後のフランスの第三身分も、自らに無制限の主権があると誤認し、自由の根幹(法の支配)を破壊している点で、同じ罪を犯している。それと同時にバークは、ウィッグ党主流派(左派)のフランス革命への共感によってウィッグの原理がフランス流に変容させられつつある現状を憂い、旧来の伝統的なウィッグ原理を読者に思い出させようとした¹⁷⁾。

3-3 自由主義の変容

『上訴』に示されているウィッグ原理の変容をめぐるバークの憂慮は、自由主義の変容をめぐるハイエクの憂慮とほとんどそのまま重なった。「なぜ私は保守主義者ではないのか」には、次のように述べられている。

イギリスのウィッグ党の理想こそヨーロッパ中において後に自由主義運動として知られることになった運動を鼓舞したものであり、その考え方をもって、アメリカの移住者たちは海を渡り、独立のための闘いと憲法の制定に際して導かれた。事実、フランス革命に起因してその全体主義的な民主主義と社会主義的傾向が付着し、この伝統の性格が変質されるまでは、「ウィッグ」が自由の党の名称であったことは一般に知られていた。

17) Yamanaka [2002] は、ハイエクの「旧ウィッグ」観を精査したいへん興味深い論考である。山中によれば、旧「ウィッグ」としてのハイエクは、専制を嫌悪し、自由を断固として保持し、個々人の自由な経済活動を擁護したのであり、この文脈において、市場の自己調整能力への理解を本質的に欠く保守主義を退けた。他方、「旧」ウィッグとしてのハイエクは、フランス革命以後にウィッグの自由主義の伝統が大きく変質をとげたことを慨嘆し、その変質を集産主義・社会主義的傾向の付着として理解し、この文脈において、保守主義と同様に市場競争を嫌悪する集産主義を退けた。ただ、山中自身が断っているように、この論考でとりあげられている保守主義は、あくまでハイエクが「なぜ私は保守主義者ではないのか」で退けた意味の保守主義に限定されており、彼の保守主義理解のバイアスは議論の対象とされていない。

…自由を求める運動がフランス革命の生硬で好戦的な合理主義を吸収した直後に自由主義の名称がウィッグ主義の名称に代わったため、そして自由主義の中に押し入ってきた過度の合理主義的、国家主義的、社会主義的影響からその伝統を解き放つことが、我々の主要な任務でなければならないため、ウィッグ主義の名称は、歴史的には私の信奉する思想にとって正しい名称であるというのは依然として正しい。思想の発展について学べば学ぶほど、私は後悔を要しない旧ウィッグ黨員——「旧」を強調して——の1人であることにますます気づき始めた。(Hayek [1960 (2006)] p.352 / 訳Ⅲ 208-209 ページ)

200年近い歳月の隔たりにもかかわらず、本来の自由主義 (=旧ウィッグ主義) を回復させねばならない、という強い使命感をハイエクがパークと共有することができたのには、アメリカの特殊事情が影響している。当時ハイエクが教鞭を取っていたアメリカでは、自由主義という概念の混乱と変質が顕著に見られた。大恐慌後の1930年代、F・ルーズベルト大統領は政府が市場や所得分配に積極的に介入して貧者の救済を行うニューディール政策を打ち出した。ニューディール政策への賛否は、イデオロギー上の対立に発展した。

本来であれば、政府の積極主義を支持することは、社会主義に近い社会民主主義を支持することを意味するはずだが、この立場は人民を物質的欠乏から「自由」にすることを目指すという意味で、「リベラル (自由主義者)」と呼ばれるようになり、それが定着するにいたった¹⁸⁾。その結果、アメリカでは「リベラリズム (自由主義) ≒社会主義」というイメージが生まれ、その反射として、ハイエクのように社会主義に激しく反対する者が、「自由主義者」でなく「保守主義者」と呼ばれるようになった (仲正 [2011] 153 ページ以下)。彼がシカゴ大学で教鞭を取っていた1950年代から60年代は、まさしくアメリカ的リベラリズムの全盛期であった。ハイエクにとって、自らが擁護に努める思想的立場を表現する語彙として「保守主義」を認めることは、アメリカにおける「自由主義」概念の混乱と変質を追認することになる。「自由主義」概念の解釈学的探究者であり自由社会の普遍的価値の唱道者である彼がそれを認めるわけがなかった。

4 『法と立法と自由』

4-1 自由主義と民主主義

ハイエクは晩年の歳月を生まれ育ったヨーロッパで過ごした。『自由の条件』の刊行後の1962年にシカゴ大学を退職してフライブルク大学に移籍し、69年にフライブルク大学から

18) 19世紀末のイギリスにおいて政府の積極主義は「ニュー・リベラリズム」という言葉で表現された。

ザルツブルク大学に移籍し、74年にノーベル経済学賞を受賞した。77年にザルツブルク大学を退職した後は、フライブルクに戻り、92年に没するまでその地で過ごした。晩年の主著である『法と立法と自由 (*Law, Legislation and Liberty*)』(1973、1976、1979)はザルツブルク時代の仕事である¹⁹⁾。

『自由の条件』と『法と立法と自由』との関連について、後者は前者に彫琢を加えて専門家向けに書き改められたものである、との理解が一般的である²⁰⁾。しかし、両著作の間には無視できない議論の力点の差異が存在することも確かである。とりわけ目立つのは、『法と立法と自由』のほうが民主主義への悲観をずっと強く示している点である(山中[2007])。

もちろん、『自由の条件』において民主主義は手放しで賞賛されているわけでない。自由主義と保守主義が概念として峻別されたように、自由主義と民主主義も概念として峻別された。

自由主義は法がどうあるべきかについての主義であり、民主主義は何が法となるであろうかを決定する方法に関する1つの教義である。(Hayek [1960 (2006)] p.90 / 訳I 146 ページ)

したがって、どれほど民主主義的な手続きにのっとって立法された法であっても、それが良い法である保証はなく、それゆえ、民主主義は法の名における自由の深刻な抑圧(法の支配の破壊)を引き起こす危険を本質的にはらんでいる。その危険にハイエクは気づいていたが、『自由の条件』ではそれを議論の前面に押し出していない。当時の彼にとって、自由な社会の普遍的な価値を高らかに謳い上げること、自由な社会の実現のためには社会の発展方向が政府の恣意的な権力によって強制されてはならないことを読者に説得することのほうが、優先すべき課題であった。ところが、『法と立法と自由』において、彼は民主主義の危険を以前よりもいっそう深刻に受け止め、それを読者に警告するようになる。『法と立法と自由』第3巻のまえがきで、彼は次のように書いた。

19) ただし第3巻が公刊されたのはザルツブルク大学退職後の1979年である。

20) 実際、ハイエク自身が、『法と立法と自由』第3巻のまえがきに、これは「先の研究 [= 『自由の条件』] を補完するものであって、それに取って代わるものではない。したがって、専門家でない読者には、私が本書の3つの巻で解決を試みた諸問題のいっそう詳細な議論、あるいは特殊な検討に取りかかる前に、『自由の条件』を読まれることをお勧めしたい」(Hayek [1979] p.viii / 訳5-6 ページ)と書いている。つまり、『自由の条件』は一般読者を対象にしたものだったが、『法と立法と自由』はより高いレベルの読者を意識して書いたものだ、というわけである。

おそらく、読者は一般に最先進諸国と見られている国々の政治秩序の現に進みつつある方向について高まってきた危惧の念が、本研究全体を促すきっかけとなってきた、ということに気づくだろう。一般に受け入れられるようなタイプの「民主主義」政府の構造はきわめて困難な欠陥を持っているために、この差し迫りつつある全体主義国家への発展は不可避なものとなるという確信が強まってきたので、私はその代案の仕組みを考え出さなければならなかった。(Hayek [1979] p.viii / 訳 6 ページ)

「進みつつある方向」とは、福祉国家を指すが、「高まってきた危惧の念」とは、1970年代に福祉国家がスタグフレーションを招いて行き詰まった事実だけを意味しない。福祉国家の下での議会制民主主義が社会正義（分配的正義）を要求する利益誘導型政治へと墮落しつつあり、それが全体主義の到来へつながる危険を、彼はかつて『隷属への道』で行ったのと同様に警告している。彼が『法と立法と自由』第3巻で独自の議会改革論——市場を支える法規範を修正する立法院と制定法によって政府組織を制御する行政院の二院によって議会を構成する（太子堂 [2014]）——を提唱した背景には、現行の議会制民主主義に対する強い不信があった²¹⁾。

4-2 「大きな社会」と「部族社会」

ハイエクは、この社会正義批判の文脈でも、バーク『不足論』を参照している。

【H⑦】 大きな社会（the Great Society）とその市場秩序に対しては、それが諸目的についての合意された順位を欠いているという非難がしばしば浴びせられる。しかしながら、これこそが、個人の自由やこの社会が尊重するものすべてを可能にする大きな長所なのである。…。

大きな社会では、構成員すべてが自ら知らないニーズの充足だけでなく、もし知っていれば反対するような目的の達成にさえ貢献する。他者に供給する財やサービスが何の

21) この議会改革論は設計主義への退行と受け取られやすいが、そうではない。確かに自由な社会の実現のためには社会の発展方向が政府の恣意的な権力によって強制されてはならないが、それだけでは足りない。恣意的な権力を生み出さないような制度的枠組も必要である。晩年の彼は、「部族社会の情緒」——仲間内での親密さとよそ者に対する偏狭な心情や外人嫌いの戦闘的な態度を特徴とする部族集団的な感情——に由来する民衆の反市場的な自然感情からの反逆に自由な社会が常に脅かされているという暗い見通しを抱くようになり——『自由の条件』ではそのような人間の自然感情を懐柔する伝統や慣習の機能への期待のほうが大きかった——、それに伴って市場が自生的には存続できないという悲観を強調するようになり、それを支える制度の設計を重要視するようになった。「部族社会の情緒」については、佐藤 [1990] 135-137, 190-199 ページ、および、土井 [2014] 69-74 ページを参照されたい。

ために利用されるのかは誰もわからないのであるから、これを助けることはできない。共有してもいなければ知ることすらない他の人々の目的の実現を手助けしていることこそが、大きな社会の強さの源泉なのである。…。

人々がそうしようと意図せずに相互に便益を与え合うという交換のこの効果が最初に明確に認識された時*、分業の結果と、様々な人々が互いに相手にサービスを提供しあうようになるのは「利己的」目的のためであるという事実とに、強調点が置かれすぎていた。これはあまりに狭い見解である。…大きな社会では、めいめいの目的が違っているにもかかわらず、むしろ違っていればこそ、様々な構成員はお互いの努力から利益を受けるのである。(Hayek [1976] pp.109-110 / 訳 151-153 ページ)

ハイエクは、この引用【H⑦】の※の箇所注を付し、バークの『不足論』から【B①】を引用している。「大きな社会」とは、「小さな社会 (small society)」たる「部族社会 (tribal society)」に対立する概念で、高度に分業体制や交換関係が発達し、異なった目的や価値を追求している人々が感情的な絆がなくても交換を通して相互に利益が得られるような社会、すなわち、「市場社会」のことを意味する。異なった目的を持った者たちの利害がいずれもプラスに向かうためには、一般的・抽象的な規則が機能していることが必要であるが、社会正義の名において政府がその社会の財の配分を恣意的に配分し特殊利益を一般的利益だと強弁するようになれば——これこそまさしく利益誘導型政治である——、そうした規則は破壊される。社会正義は、「部族社会の情緒」の名残にすぎないものを無理やり「大きな社会」に当てはめようとしている。「大きな社会」の一般原理の表現として『不足論』を参照することの妥当性については、第1節で示した理由から留保を付さざるを得ない。しかし、これはバークの背後にスミスを透かし読もうとするハイエクにとって最初から存在しえない問いであった²²⁾。

むすび

つまるところ、ハイエクはバークをどのように読んだのか？ この問いに答えるべく、これまでの議論を整理しよう。

22) 「大きな社会」は『法と立法と自由』に頻出する言葉で、ハイエク自身がポパー (Karl R. Popper, 1902-1994) の「開かれた社会」と同義で用いることを断っている。初出の確定は難しい(『隷属への道』ですでに使用されている)が、論文「アダム・スミスのメッセージ (Adam Smith's Message in Today's Language)」(1976)などを読むと、後年のハイエクがスミスとの関連を強く意識してこの言葉を用いていることがわかる。この言葉は『道徳感情論』にも『国富論』にも登場する。

ハイエクがバークの著作をかなり広範に読んでいたことは間違いないが(注6参照)、それらの中で『国民議会』『上訴』『不足論』という3つの著作への参照が量質ともにきわだっており、これらはハイエクのバーク読解の特徴を端的に表現している。ハイエクは、本来的に両立しないはずの「自由」と「強制」をどのように組み合わせれば矛盾なく理論化できるのかという問題を考えるための最良のヒントを、『国民議会』から引き出した。また、「自由主義」の変容に対する憂慮と「本来の自由主義を回復させねばならない」という強い使命感を、『上訴』の議論に重ね合わせた。そして、『不足論』において、バークの背後にスミスの個人的社会分析と経済論を透かし読もうとした。ハイエクのバーク賞賛はバーク経済論への高い評価と不即不離だが、その際にハイエクは時論的パンフレットにすぎない『不足論』の議論を過大評価しており、この点をハイエクのバーク読解のバイアスとして指摘できる。

もっとも、専門的思想史家ではないハイエクのバーク読解のバイアスを単に指摘するだけでは生産的でないだろう。そのバイアスからハイエクの思想をポジティブに捉えなおすための新しい視座を発掘しなければならない。たくさんのかたを語っている1人の思想家をトータルに評価しようとする時、その人が語ったことに注目するよりも、語らなかったことに注目するほうが、いっそう重要な手がかりが与えられる場合も少なくない。ここで我々は、ハイエクがバークに見られる固定的な階層秩序観について何も語っていないことに注目したい。

ハイエクが重要視した『国民議会』『上訴』『不足論』という3つの著作のうち、『上訴』と『不足論』はバークの階層秩序観を知る上でたいへん重要な文献である(中澤[2009] 228ページ以下)。例えば、『上訴』には、クラムニックが「神聖なる存在の連鎖とその不変で断固とした階層的な理想をバークが最も明確かつ明瞭に表明したもの」(Kramnick[1977] p.35)と評する重要な一節が含まれている。

【B③】 我々の存在の畏れ多い創造者は、存在秩序における我々の場所の創造者であり、神聖な戦術によって、我々の意思ではなく彼自身の意思に基づいて、我々を整列させ進軍させるがゆえに、この配列によって、実質上我々にあてがわれた場所に帰属する役割を我々が果たすように定めたわけである。我々が全人類に負う義務は、断じて何らかの特殊な意思的契約の結果ではない。それは人間と人間の間の、そして人間と神との関係に由来するのであって、この関係は決して選択の産物ではない。(Burke [1791b (1992)] p.160 / 訳 655 ページ)

また、同様の階層的な理想は、『不足論』でもはっきりと示されている。農業経営者は、

彼の^{トレード}仕事に用いられるすべての道具のうち、人間の労働——古代の著述家たちが有[・]声[・]の道具 (*instrumentum vocale*) と呼んだもの——は、資本から償還を得ようとする時、最も信頼できるものである。他の2種類の道具、すなわち古代の分類で半声[・]の道具 (*semivocale*) と呼ばれているもの——使役用家畜——と無[・]声[・]の道具 (*instrumentum mutum*) ——荷車・犁・スコップなど——は、すべてそれ自体とるにたらないものというわけではないが、効用ないし経費の点で、比べものにならないくらい劣っている。それらは、第1の道具が一定量存在しなければ、無に等しい。というのは、何ごとにもよらずあらゆるもののうち、精神が最も価値があり、最も重要であるからである。これを基準にするならば、農業はその全体が自然の正しい秩序に従っている。家畜は、犁や荷車にとって、動因となる原理である。労働者は家畜にとって理性である。農業経営者は、労働者にとって、考え指示する原理である。この従属の連鎖を断ち切る試みは、それがどの部分の切断を目指すにせよ、等しく不合理である。(Burke [1795 (1999)] p.199 / 訳 251 ページ)

バークの考えでは、自然は本質的に不平等であり、あらゆるものの位置・序列が理性の有無・多寡によってあらかじめ定められており、〈農業経営者—農業労働者—家畜—農具〉という序列は「自然の正しい秩序」であり、「この従属の連鎖を断ち切る試みは・・・不合理」ということになる。この一節はハイエクがしばしば引用した【B①】の直前に登場し、ハイエクの目に触れている。おそらく『上訴』に含まれている【B③】も同様だろう。それにもかかわらず、ハイエクはバークの階層秩序観について何も語らない。これはバークの両面性——自由主義者としての側面と保守主義者としての側面——を踏まえた上での意図的な沈黙であったように思われる。バークを一般的理解に逆らって保守主義でなく自由主義の陣営に帰属させようとしたハイエクにとって、保守主義者としてのバークはできるだけ隠しておきたいものだった。

ハイエクは自由主義の至高の価値を唱道するために、自由主義と保守主義を概念的に峻別して後者を徹頭徹尾ネガティブなものとして描き出すという戦略をとった。しかしこの戦略に彼はとらわれすぎた。そのためにバークの思想の統一的な把握を放棄するという大きな代償を払った²³⁾。そうであるならば、このようなハイエクの失敗——彼自身は失敗だと意識していないかもしれない——から我々が学ぶべきなのは、自由主義と保守主義の概念的区別の重要性を認めつつも、保守主義についてより慎重な概念的再構成を遂行する——例えば、階

23) マンデヴィル論やヒューム論のような独立のバーク論が書かれなかった理由の1つはこの点に求められるかもしれない。

層秩序の擁護と市場の自己調整能力への理解を同時に含みうるようなポジティブなものとして描き出す——ことではないだろうか²⁴⁾。ハイエクの失敗の中に「保守」概念の豊穡化(中澤 [2009] 2 ページ)の可能性と意義が、逆説的にあぶり出されているように思われる。

参考文献

- Bisset, R. [1800] *The Life of Edmund Burke*, 2 volumes, 2nd edition, George Cawthorn.
- Burke, E. [1775 (1999)] *Speech on Conciliation with America*, in Burke [1999]. 中野好之訳「植民地との和解決議に提案についての演説」『バーク政治経済論集』法政大学出版社、2000年。
- Burke, E. [1791a (1992)] *Letter to a Member of the National Assembly*, in Burke [1992]. 中野好之訳「フランス国民議会議員への手紙」『バーク政治経済論集』法政大学出版社、2000年。
- Burke, E. [1791b (1992)] *An Appeal from the New to the Old Whigs*, in Burke [1992]. 中野好之訳「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」『バーク政治経済論集』法政大学出版社、2000年。
- Burke, E. [1795 (1999)] *Thoughts and Details on Scarcity*, in Burke [1999]. 永井義雄訳「穀物不足に関する思索と詳論」『世界大思想全集 11 バーク』河出書房、1957年。
- Burke, E. [1992] *Further Reflections on the Revolution in France*, edited by D. E. Ritchie, Liberty Fund.
- Burke, E. [1999] *The Portable Edmund Burke*, edited by I. Kramnick, Penguin Books.
- Dunn, W. C. [1941] Adam Smith and Edmund Burke: Complementary Contemporaries. *Southern Economic Journal*, Vol. 7, No. 3.
- Ebenstein, A. [2001] *Friedrich Hayek: A Biography*, Palgrave for St. Martin's Press. 田総恵子訳『フリードリヒ・ハイエク』春秋社、2012年。
- Edgeworth, F. Y. [1894-99] Burke. *Dictionary of Political Economy*, edited by R. H. Inglis Pulgrave, 3 vols. Macmillan, I, 194-195.
- Hayek, F. A. [1949] *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul. 嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』(新版ハイエク全集第I期第3巻)、春秋社、2008年。
- Hayek, F. A. [1960 (2006)] *The Constitution of Liberty*, Routledge Classics. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I～Ⅲ』(新版ハイエク全集第I期第5～7巻)、春秋社、2007年。
- Hayek, F. A. [1976] *Law, Legislation and Liberty, Vol. 2: The Mirage of Social Justice*, Routledge & Kegan Paul. 篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ 社会正義の幻想』(新版ハイエク全集第I期9巻)、春秋社、2008年。
- Hayek, F. A. [1979] *Law, Legislation and Liberty, Vol. 3: The Political Order of a Free People*, Routledge & Kegan Paul. 渡部茂訳『法と立法と自由Ⅲ 自由人の政治的秩序』(新版ハイエク全集第I期10巻)、春秋社、2008年。
- Hayek, F. A. [1988] *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, edited by W. W. Bartley III, Routledge. 渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり』(ハイエク全集第II期第1巻)、春秋社、2009年。
- Kramnick, I. [1977] *The Rage of Edmund Burke: Portrait of an Ambivalent Conservative*, Basic Books.
- Laski, H. J. [1920] *Political Thought in England from Locke to Bentham*, Henry Holt. 堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想Ⅱ——ロックからベンサムまで——』岩波書店、1958年。
- Nakazawa, N. [2010] The Political Economy of Edmund Burke: A New Perspective. *Modern Age*, Vol. 52, No. 4.

24) 松原 [1988] はそのような概念的再構成の先駆的な提言を含む。中澤 [2010] はその提言に対する拙い応答の試みである。立川 [2014] は『不足論』の詳細な読解に基づきながら、バークにおいて階層秩序の擁護と市場の自己調整能力への信頼が農業経営者と農業労働者との信託関係を介して矛盾なく整合的に把握されていた次第を論じる、最近の注目すべき研究である。

- Scruton, R. [2006] Hayek and Conservatism. *The Cambridge Companion to Hayek*, edited by E. Feser, Cambridge University Press.
- Yamanaka, M. [2002] Hayek as an Old Whig: its implication for us. 『皇學館大学社会福祉論集』第3号。
- 池田幸弘 [1986] 「ハイエクの個人主義論——メンガーとの関係を中心に——」 『三田学会雑誌』第79巻第1号。
- 江頭進 [1999] 『F. A. ハイエクの研究』日本経済評論社。
- 桂木隆夫 [2014] 「ハイエクとナイト I ——法の支配と民主主義——」、桂木隆夫編『ハイエクを読む』ナカニシヤ出版、第7章。
- 坂本義和 [2004] 『国際政治と保守思想』岩波書店。
- 佐藤光 [1990] 『市場社会のブラックホール——宗教経済学序説——』東洋経済新報社。
- 太子堂正称 [2014] 「ハイエクの「法の支配」——自然法論と共和主義的性格——」、桂木隆夫編『ハイエクを読む』ナカニシヤ出版、第1章。
- 立川潔 [2014] 「エドモンド・バークにおける市場と統治——自然権思想批判としての『穀物不足に関する思索と詳論』——」 『成城大学経済研究所研究報告』No. 67。
- 土井崇弘 [2014] 「ハイエクの共同体論——「大きな共同体」と「薄い伝統」——」、桂木隆夫編『ハイエクを読む』ナカニシヤ出版、第3章。
- 中澤信彦 [2009] 『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス——』ミネルヴァ書房。
- 中澤信彦 [2010] 「『保守』主義者としてのマルサス」 『マルサス学会年報』第19号。
- 仲正昌樹 [2011] 『いまこそハイエクに学べ——「戦略」としての思想史——』春秋社。
- 松原隆一郎 [1988] 「ハイエクは保守主義者ではないのか？」 『ハイエク全集』第10巻月報、春秋社。
- 松原隆一郎 [2011] 『ケインズとハイエク——貨幣と市場への問い——』講談社現代新書。
- メンガー [1939] 福井孝治・吉田昇三訳『経済学の方法に関する研究』岩波文庫。
- 山中優 [2007] 『ハイエクの政治思想——市場秩序にひそむ人間の苦悩——』勁草書房。